

○交通安全功労者知事感謝状贈呈要領

(昭和55年8月29日)

[沿革] 昭和58年 4月 1日
昭和59年 4月16日
昭和63年 4月12日
平成10年 4月13日
平成18年 5月 1日
平成18年11月20日
平成22年 4月 1日
平成24年 4月 1日
令和 3年 2月26日
令和 6年 8月 1日
令和 7年 4月 1日

第1 趣 旨

本道の交通安全の推進に特に功績があったものに係る知事感謝状贈呈事務の取扱いについては、北海道表彰事務取扱要領（平成10年4月1日総務部長通達）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 贈呈の対象者

- 1 感謝状の対象となる者は、交通安全運動の推進又は交通事故防止のため街頭指導又は地域活動などの実践活動を行っている交通安全指導員及び交通安全奉仕員等で、原則として次の各号に定めるものとする。
 - (1) 10年以上にわたり、原則として無報酬で交通安全の指導に従事している者
 - (2) 交通安全の指導に従事している時間が年間を通じて50時間以上である者
- 2 交通安全推進又は交通事故抑止に特に顕著な功績があり、知事が必要と認めた者については、感謝状の贈呈の対象とすることができる。
- 3 1に該当する場合であっても、次の各号の一に該当する者は、贈呈の対象としない。
 - (1) 北海道表彰事務取扱要領第2の3に該当する者
 - (2) 同一の業績によって北海道、国又は公共的性格を有する全国的な組織・団体等の表彰を受けた者
 - (3) 過去3年以内に、いわゆる交通三悪（無免許運転、酒酔運転、スピード違反）を犯し罰せられた者

第3 従事年数の計算

第2の1の(1)の従事年数は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 従事年数は、会計年度による。
- (2) 従事年数は、基準日を毎年3月31日とし、満年数をもって算定する。

第4 推 薦

1 第2の1の対象者

- (1) 第2の1の感謝状の贈呈は、原則として市町村長から知事に推薦があったものの中から行なう。
- (2) 市町村長は、毎年3月31日現在で、第2の1の贈呈基準に該当する者がいるときは、様式1の推薦書に様式2の名簿及び様式3の調書を添附の上、総合振興局長又は振興局長を経由して知事に提出する。
- (3) 総合振興局長又は振興局長は、様式1及び様式3の書類に総合振興局又は振興局で作成した様式2の名簿を添附の上、意見を附して別途通知する期日までに知事に具申する。
- (4) (2)及び(3)により提出する書類は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。2の(2)において同じ。）により提出する。

2 第2の2の対象者

- (1) 第2の2の感謝状の贈呈は、原則として関係機関又は団体の長から知事に推薦があったものの中から行う。

ただし、特別の事情により、これにより難しい場合は、関係機関からの意見聴取等によりくらし安全局地域安全課交通安全担当課長が推薦することができる。
- (2) 関係機関又は団体は、第2の2の贈呈基準に該当する者がいるときは、適時、様式4の書類を、原則として総合振興局長又は振興局長を経由して知事に書面又は電磁的記録により提出する。

第5 決 定

知事は、第4の対象者の中から感謝状贈呈にふさわしいものを決定し、関係総合振興局長又は振興局長に通知する。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、この例によらないものとする。

第6 そ の 他

この要領に定めるもののほか感謝状の贈呈に関し必要な事項は、くらし安全局地域安全課交通安全担当課長が定める。